

**憲法しんぶん 速報版**  
発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2023年4月6日(木)  
NO. 1363号  
本号3頁

## **参院憲法審査会 憲法54条の「緊急集会」をテーマに討議**

参院での予算審議が終わる下で、5日、今国会初めての参院憲法審査会が、参院の緊急集会に議題に、開催されました。「さる」発言で野党筆頭幹事の小西洋之氏が辞任し、代わりに同党の杉尾秀哉氏が就任しました。

衆院憲法審査会で国会議員任期延長を認める改憲を議論していることを踏まえ、緊急時に参院が国会の機能を代行する緊急集会について議論されました。自民党などは衆院側と同様に緊急事態条項創設の必要性を強調した一方で、立憲民主党や共産党は憲法が緊急時の対応を緊急集会に委ねているとして、議員任期を延長するための改憲に反対すると訴えました。

自民党の佐藤正久氏は、被災地の地方選挙の期日が延期された東日本大震災や、ロシアに侵攻されたウクライナを例に「有事の際には今後の見通しが立たない可能性が十分あり得る」と指摘。緊急集会の活用も選択肢として認めつつも「(参院を含めて)国会機能そのものが機能しない事態に陥った場合、対処するすべがない」と、緊急事態条項の創設を主張しました。

維新の会と国民民主党も、議員任期延長の規定を設けるべきだという見解を表明しました。一方、公明党の西田実仁氏は緊急集会の意義として、迅速に開催できることや、必要な立法が可能などを紹介。その上で、学説上、権能を巡る解釈が固まっていないとして、多岐にわたる論点について「丁寧かつ慎重に議論することが必要」と述べました。

立憲民主党の杉尾秀哉氏は、緊急事態条項に関して「国民の権利を十分に擁護するため、行政権の自由判断の余地をできる限り少なくするという緊急集会制度の根本趣旨に全く反している」と批判しました。そして、素晴らしい発言をした日本共産党の山添拓氏も「議員任期延長は、内閣や多数党の専断を許し、国民の参政権を奪うもの」と新設に反対しました。

れいわの山本太郎氏は、「最近の憲法審査会では、国民の権利をさらに制限しようとする改憲提案ばかり議論し、回数を重ねたことを口実に、国民が望んでいない改憲案を発議しようとしている。衆院では、内閣に国会の賛成が不要な緊急政令制定権、政府裁量で予算執行する緊急財政処分権を付与する提案が出されている。戦前の法体系に戻そうとする動きで、姑息こそくなルール変更だ」と批判しました。

## **維新、国民民主、「有志の会」が改憲条文案を公表 緊急事態時は国会議員の任期を延長可能に**

日本維新の会と国民民主党、無所属議員でつくる衆院会派「有志の会」は30日、緊急事態時の国会議員の任期延長を可能とする改憲の条文案を公表しました。緊急事態条項の新設を巡る衆院憲法審査会での議論を加速させる狙いです。

条文案では、武力攻撃や自然災害、感染症のまん延など5種類の緊急事態を定義。「広範な範囲」で70日を超えて国政選挙の実施が困難な場合、6カ月を上限に任期を延長する。内閣の発議を受け、衆参とも出席議員の3分の2以上の賛成で議決する。期間の延長も認めます。

維新の馬場伸幸代表は3党派の共同記者会見で、岸田文雄首相が来年9月までの自民党総裁任期中に改憲を実現したいと訴えていることを踏まえ、「遅くとも来年の通常国会早々ぐらいに発議し

なければ、国民投票までいかない」と主張。国民の玉木雄一郎代表は「成案に結びつけていく段階に来ている」と述べ、与党を含めた早期の意見集約に期待感を示しました。

3党派は会見に先立ち、同日開催の衆院憲法審査会に条文案の提出を打診しましたが、森英介会長は前例がないことなどを理由に拒みました。与党筆頭幹事で自民党の新藤義孝氏は記者団に「各党の共通理解は、審査会に条文案を持ち寄り、ぶつけ合って、どちらにするという議論をしないことだ」と語っています。

## **閣議決定を受け、「防衛装備移転三原則」と運用指針見直しへ**

憲法会議は先週発出した「声明 NATOを通じたウクライナへの「防衛装備品供与」は憲法違反一憲法9条を持つ国として、徹底した平和外交で戦争解決の道を一」で、岸田首相は3月21日にウクライナを訪問し、ゼレンスキー大統領と会談し、殺傷能力のない装備品40億円を北大西洋条約機構(NATO)の基金を通じて供与すると表明したことは、「殺傷能力のない装備品」といえども、軍事機構であるNATOを介しての供与は、憲法9条に違反する軍事供与の一環ですと、厳しく批判しました。そして、2022年12月16日に閣議決定された安保3文書は、「防衛装備移転三原則」の運用指針見直しを検討するとしており、今回は「殺傷能力のない」装備品としましたが、岸田首相は「殺傷能力のある」武器輸出の解禁を狙っていると指摘しました。

その具体化が始められようとしています。自民と公明は今月下旬にも「防衛装備移転三原則」とその運用指針見直しをめぐる実務者協議を始めるとしています。自民側は5月に広島で開かれる主要7カ国首脳会議・G7サミットを見据え、議論を進めようとしています。

見直しは、安保3文書の具体化です。統一地方選挙と衆参5補欠選挙が終わる今月23日以降に初会合を開く方向で調整を進めています。協議で焦点となるのは、声明に記載した通り、殺傷能力のある武器の輸出解禁です。現行では輸出できる装備品は、「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の5つに限定しています。自民内からは、ウクライナ侵略など国際情勢の変化を口実に、戦闘機や護衛艦などの輸出も可能にすべきだとの声が上がっていました。



このように、安保3文書に基づく「戦争する国」に突き進む具体化が進められています。防衛省は敵基地攻撃に対する相手国の反撃による「日本全土の戦場化」を想定し、自衛隊基地を化学、生物、核兵器などの攻撃に耐えるよう「強靱化」を計画していることが明らかにしました。また、沖縄県石垣島にミサイル部隊などを配備する陸上自衛隊石垣駐屯地の開設など、南西諸島の自衛隊基地強化が進められています。今回の「防衛装備移転三原則」とその運用指針見直しもその一環であり、まさに「戦争する国」に向けて踏み出すものに他なりません。

今、まさに「新しい戦前」。大軍拡・大増税・改憲反対の声をあげるときです。そして、統一地方選挙で自公・維新・国民らに厳しい審判を下さねばなりません。

## **敵基地攻撃は憲法違反 統一地方選の大争点に**

3月28日付の「朝日」と「東京」は、敵基地攻撃能力保有をめぐる憲法問題について、「敵基地攻撃 違憲の指摘」「元法制局長官『日米安保あれば認められず』」(「朝日」)、「72年国会答弁 敵基地攻撃は逸脱」「専守防衛 政府が新解釈」(「東京」)と大きく取り上げました。両紙とも、国会で最初にこの問題を取り上げた共産党の志位委員長への質問(1月31日)や、その後の立憲民主党の小西洋之参院議員の質問などにも触れ、岸田文雄首相の答弁を批判し疑問を提起しています。

両紙が取り上げたのは、岸田内閣が進める敵基地攻撃能力保有をめぐる従来の政府の憲法解釈や「専守防衛」の定義との整合性です。政府はこれまで「誘導弾等による攻撃を防御するのに他に全然方法がない…このような事態は今日において現実に起こりがたい」とした上で、そのような仮定の事態を想定して「平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っていることは憲法の趣旨とするところではない」としてきました。また、「専守防衛」について「防衛

上の必要からも相手の基地を攻撃することなく」とし、「もっぱらわが国土及びその周辺において防衛を行うこと」としていました。

岸田首相は、こうした従来の立場との整合性を志位氏に追及され、まともに答弁できず「解釈変更はない」「専守防衛の範囲内」と繰り返しましたが、破綻とごまかしは明白でした。

両紙は、その後の野党議員の追及や憲法学者、元内閣法制局長官の指摘も織り交ぜ問題を指摘しています。

### 敵基地攻撃 「朝日」「東京」も政府答弁との矛盾指摘

敵基地攻撃能力の保有が憲法の範囲内かどうかをめぐっては、1959年の伊能繁次郎防衛庁長官の国会答弁がカギとなります。伊能答弁では敵基地を直接たたく以外に「他に方法が全然ない」といえるかがポイントとされています。「他に方法がある」といえる状況では、敵基地攻撃能力の保有は憲法違反だとしているのです。

「朝日」は、1999年の野呂田芳成防衛庁長官の答弁でも伊能答弁を再確認したという経緯をふまえ、志位氏が「(政府は) 敵基地攻撃能力の保有は『必要最小限度』を超えてしまう憲法違反だと言ってきた。整合性をきっちり説明してほしい」と迫ったこと。これに対し、岸田首相は「安全保障環境の変化」をあげ、「米国の打撃力に完全に依存するのではなく、自ら守る努力が不可欠になっている」と答弁し、米安保体制が維持されているのに「他に方法がない」場合に限るとした政府解釈との整合性は示せませんでした。

また、「朝日」は、阪田雅裕元内閣法制局長官の「日米安保条約がある状況では、憲法上、敵基地攻撃能力の保有も認められないという趣旨だ」とのコメントを紹介。「米国の打撃力」という「他の方法」の存在を認めながら、敵基地攻撃能力の保有を認めるのは明らかな矛盾です。

志位氏が示した田中角栄元首相の専守防衛の定義では、「防衛上必要からも相手の基地を攻撃することなく」と明示しています。「東京」は、岸田首相が「田中答弁は、海外派兵は一般的に憲法上許されないということを述べたものだ。反撃能力(敵基地攻撃能力)は専守防衛の範囲を超えるものではなく」などと発言したことを紹介。志位氏は「『防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することはない』—これでどうして敵基地攻撃できるのか」と明らかな矛盾を批判しました。

「東京」は、志位氏が示した田中元首相の答弁が、その後も21世紀に至るまで引き継がれてきた経緯を紹介。他方で、岸田首相が示した見解は、安倍晋三元首相が2020年9月に敵基地攻撃能力保有の検討を求める談話を残して退任した後、岸信夫防衛相(当時、安倍氏の実弟)が示したものだとし、「(敵基地攻撃能力の) 保有を見据えて説明を準備した可能性がある」と指摘しました。

## 各地のとらえ方

### 損保・海運・銀行・商社の10産業職場九条の会 大軍拡阻止へ共同

「企業で働く人たちにも平和の問題を考えてもらいたい」—。海運、金融、出版、商社、生保、損保など異なる業種の10職場でつくるそれぞれの九条の会は「職場九条の会・共同行動実行委員会」を結成し3日、国会内で記者会見しました。日本が再び戦争への道を突き進むことを止めたいと、共同で行動することを表明。アピールでは「『戦争はダメ!』の声をあげましょう」と訴えています。産業や職場に基盤をおく九条の会が「大軍拡反対」で連携し共同するのは初めてです。

損保九条の会の佐藤秀光さんは結成までの経過を話し、「戦後の出発は平和。平和であってこそ生業がなりたつ」と強調しました。各職場の出身者らが発言。海運九条の会の上原馨一さんは、大軍拡をすすめる岸田自公政権の動きを「自衛隊の能力を強化するところまできている。攻められ攻め返すために税金を使っている」と批判しました。銀行九条の会の黒木信雄さんは「安保3文書」を決めた有識者会議に銀行の頭取が参加していることにふれ、「見過ごせない」と強調。戦争になったら海外に展開する銀行支店が打撃を受けると述べました。商社九条の会・東京の代表は、中東では平和憲法があるので日本人はシンパシーを持って受け入れられたと発言しました。

同実行委員会は前出の九条の会のほかに、外銀九条の会、出版OB九条の会、出版流通九条の会、生保九条の会、千代田九条の会、東京労金OB九条の会で作ります。同実行委員会は共同ピラを作成。4月15日午後2時から、東京都新宿駅西口で街頭宣伝を予定しています。